

14 酒類製造免許数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸溜 焼酎	単式蒸溜 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキモール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計	酒母	もちみ
昭和 45	外 25 3,533	外 92 3	外 87 39	外 482 379	外 163 37	外 - 28	外 102 233	外 115 30	外 58 18	外 74 4	外 4 4	外 104 58	外 218 26	外 12 46	外 1,536 4,434	375	218
外 30 3,229	外 84 2	外 86 36	外 424 393	外 160 31	外 - 32	外 109 208	外 123 24	外 56 24	外 82 5	外 82 5	外 4 4	外 133 47	外 243 23	外 17 48	外 1,551 4,102	383	243
外 36 2,947	外 81 1	外 86 31	外 429 379	外 149 38	外 - 35	外 100 218	外 133 18	外 56 26	外 89 5	外 89 5	外 5 5	外 146 48	外 243 21	外 30 50	外 1,583 3,817	374	271
外 64 2,586	外 81 3	外 76 45	外 508 389	外 161 30	外 2 38	外 121 214	外 162 17	外 61 26	外 108 9	外 108 9	外 10 1	外 215 51	外 262 16	外 59 56	外 1,890 3,481	376	334
外 56 2,438	外 77 5	外 82 40	外 517 359	外 75 30	外 5 39	外 142 225	外 168 18	外 65 23	外 110 5	外 110 5	外 12 12	外 260 63	外 266 19	外 66 59	外 1,901 3,323	377	353
外 61 2,386	外 76 4	外 73 47	外 514 350	外 69 32	外 8 42	外 149 235	外 167 14	外 64 20	外 108 4	外 108 4	外 13 13	外 280 67	外 272 11	外 72 61	外 1,926 3,273	377	362
外 64 2,369	外 78 3	外 75 45	外 511 352	外 70 30	外 14 49	外 152 234	外 171 11	外 64 20	外 109 4	外 109 4	外 32 32	外 283 71	外 272 12	外 72 61	外 1,967 3,261	384	359
外 64 2,336	外 77 6	外 76 46	外 512 345	外 71 29	外 17 68	外 156 233	外 175 8	外 64 19	外 109 5	外 109 5	外 38 38	外 298 69	外 270 14	外 76 60	外 2,003 3,242	389	354
外 63 2,305	外 79 2	外 82 38	外 506 345	外 69 32	外 25 143	外 156 234	外 176 10	外 64 19	外 108 4	外 108 4	外 54 5	外 301 75	外 270 18	外 80 58	外 2,033 3,288	388	354
外 68 2,268	外 79 2	外 80 40	外 504 336	外 70 32	外 35 238	外 156 239	外 177 10	外 66 16	外 110 5	外 110 5	外 67 25	外 310 82	外 275 16	外 80 60	外 2,077 3,369	393	356
外 78 2,229	外 80 1	外 79 41	外 494 327	外 71 30	外 40 274	外 156 237	外 174 10	外 67 15	外 109 4	外 109 4	外 103 31	外 325 83	外 275 17	外 87 57	外 2,138 3,356	394	356
外 82 2,191	外 79 1	外 82 38	外 485 327	外 60 38	外 45 281	外 153 236	外 170 11	外 65 13	外 106 3	外 106 3	外 123 37	外 335 82	外 266 18	外 88 57	外 2,139 3,333	390	354
外 86 2,152	外 78 1	外 87 35	外 478 327	外 63 36	外 51 272	外 163 235	外 169 11	外 68 11	外 108 3	外 108 3	外 128 48	外 371 91	外 268 19	外 92 58	外 2,210 3,299	349	352
外 82 2,121	外 79 2	外 87 36	外 476 323	外 65 37	外 51 255	外 173 229	外 172 11	外 68 10	外 106 3	外 106 3	外 133 54	外 386 96	外 270 19	外 103 58	外 2,261 3,254	352	348
外 98 2,076	外 76 2	外 82 36	外 476 328	外 71 31	外 55 244	外 183 233	外 173 13	外 67 10	外 110 4	外 110 4	外 136 61	外 411 101	外 278 20	外 124 57	外 2,340 3,216	337	345
外 102 2,024	外 75 2	外 80 37	外 487 330	外 70 33	外 95 242	外 183 233	外 175 10	外 69 8	外 113 3	外 113 3	外 432 52	外 528 106	外 389 21	外 133 64	外 2,931 3,165	336	357
外 114 1,973	外 76 2	外 81 38	外 493 347	外 74 30	外 81 233	外 177 234	外 171 11	外 70 7	外 110 4	外 110 4	外 385 48	外 498 106	外 346 22	外 146 91	外 2,822 3,146	331	374
外 118 1,838	外 73 2	外 79 36	外 490 358	外 74 31	外 77 228	外 176 237	外 171 9	外 68 6	外 110 3	外 110 3	外 369 42	外 554 108	外 336 23	外 162 118	外 2,857 3,139	280	388
外 129 1,887	外 66 5	外 85 30	外 497 365	外 73 33	外 77 221	外 184 242	外 412 21	外 65 6	外 109 4	外 109 4	外 2,209 37	外 2,354 114	外 3,001 27	外 4,797 149	外 14,058 3,141	264	399
外 138 1,845	外 65 5	外 81 32	外 503 374	外 74 31	外 80 212	外 190 239	外 384 17	外 65 7	外 112 3	外 112 3	外 2,138 38	外 2,230 123	外 2,779 35	外 4,451 189	外 13,290 3,150	254	405
外 137 1,807	外 64 5	外 79 33	外 508 374	外 72 32	外 83 202	外 184 238	外 365 14	外 66 7	外 117 2	外 117 2	外 2,067 37	外 2,160 123	外 2,672 37	外 4,263 205	外 12,837 3,116	251	400
外 145 1,761	外 71 3	外 82 32	外 506 379	外 78 30	外 90 195	外 182 247	外 354 12	外 68 8	外 120 4	外 120 4	外 1,969 35	外 2,080 136	外 2,559 37	外 4,069 211	外 12,373 3,090	252	407
外 150 1,736	外 73 2	外 79 34	外 507 375	外 78 30	外 89 187	外 179 257	外 344 10	外 67 8	外 120 5	外 120 5	外 1,877 40	外 2,017 153	外 2,443 39	外 3,864 230	外 11,887 3,106	275	400
外 154 1,652	外 70 2	外 76 38	外 497 363	外 79 32	外 92 167	外 176 277	外 318 11	外 64 9	外 119 1	外 119 1	外 1,512 60	外 1,779 187	外 2,055 38	外 3,150 252	外 10,141 3,089	243	415
外 151 1,634	外 70 2	外 76 37	外 492 363	外 79 30	外 87 173	外 179 286	外 312 11	外 65 9	外 120 1	外 120 1	外 1,466 72	外 1,758 185	外 1,998 37	外 3,032 256	外 9,885 3,096	243	419
外 146 1,627	外 68 3	外 76 37	外 494 361	外 79 30	外 84 178	外 190 305	外 312 10	外 67 10	外 120 1	外 120 1	外 1,430 95	外 1,734 185	外 1,948 43	外 2,959 265	外 9,707 3,150	239	419
外 148 1,615	外 70 2	外 78 35	外 494 359	外 80 29	外 86 179	外 192 328	外 313 9	外 70 16	外 118 2	外 118 2	外 1,403 113	外 1,713 181	外 2,899 46	外 2,899 270	外 9,571 3,184	243	417
外 161 1,594	外 71 1	外 77 36	外 483 371	外 77 32	外 84 187	外 204 355	外 310 12	外 75 18	外 123 1	外 123 1	外 1,376 223	外 1,700 182	外 1,869 46	外 2,825 275	外 9,435 3,333	245	415
外 160 1,580	外 71 1	外 79 34	外 488 364	外 76 33	外 181 318	外 214 394	外 313 10	外 81 21	外 279 3	外 279 3	外 1,483 120	外 1,691 187	外 1,812 50	外 2,759 279	外 9,687 3,394	244	407
外 157 1,563	外 71 1	外 78 34	外 489 368	外 76 31	外 162 341	外 210 416	外 310 8	外 84 26	外 265 4	外 265 4	外 1,477 128	外 1,676 195	外 1,795 57	外 2,705 280	外 9,555 3,452	248	411

(注) 1 本表は、主として国府庁統計年報(4月～3月)に基づいた。

2 品目は、平成18年度改正後の酒類法の品目による。

3 平成17年度以前は品目別製造免許数(場)は、現在の品目に対する平成18年度改正前の酒類法の種類又は品目の製造免許数である。

4 スピリッツ等には原用アルコールを含み、その他の醸造酒等は材料酒及び雑酒を含む。

5 平成18年度以降の酒類の製造免許数は、平成18年度の酒類法改正に伴い、期間第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを指す。

6 平成18年度以前の酒類の製造免許数は、平成18年度の酒類法改正に伴い、期間第66条第1項、第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを指す。

7 平成18年度以前の酒類の製造免許数は、平成18年度の酒類法改正に伴い、期間第66条第1項、第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを指す。

(14) 酒類等製造免許場数の推移

付表1 地ビール製造免許場(者)数の推移

年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395	400
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368	372

(注)1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000kℓから600kℓに引き下げられた。

3 平成28年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成30年3月31日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対し、ビールの製造免許が付与された。

付表2 果実酒製造免許場(者)数の推移(特定酒類(果実酒))

年度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42	44

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表3 濁酒製造免許場(者)数の推移(特定酒類(その他の醸造酒))

年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194	198
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193	197
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171	175

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許数の推移)

付表 4 果実酒製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52	63	68	72

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 5 リキュール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(リキュール))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58	68	72	73

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 6 単式蒸留焼酎製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(単式蒸留焼酎))

年 度	平成29	30	令和元
製造場数	0	1	1
製造者数	0	1	1
認定計画数	3	3	3

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により単式蒸留焼酎の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表7 原料用アルコール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(原料用アルコール))

年 度	平成29	30	令和元
製造場数	0	1	1
製造者数	0	1	1
認定計画数	1	1	1

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表8 清酒製造体験特区件数の推移

年 度	令和元
承認件数	0
認定計画数	2

(注)1 承認件数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)による承認件数を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第27条に規定より承認を受けた製造者は、構造改革特別区域内に所在する一の場合所について、清酒の既存製造場と一の場合の製造場とみなすこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

参考:構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特定酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いづれも6kℓ)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びリキュールについては2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位場)

区分 年月日	卸		業		業		業		合 計	備 考
	全酒類	その他	全酒類	その他	全酒類	その他	全酒類	その他		
昭和 46. 3. 31 現在	-	外 1,316	外 1,316	4,352	外 1,198	122,291	外 1,345	143,047	147,399	13.3 酒類販売業免許制度発足
51. 3. 31	1,965	2,387	-	16,469	-	129,976	外 14,321	150,832	167,301	
61. 3. 31	13,738	2,731	-	14,656	-	138,056	外 12,617	159,888	174,544	83.12 「精製酒和雑酒要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の簡素化・明確化等)の閣議決定
平成 2. 3. 31	11,980	2,676	-	15,027	-	139,396	外 12,594	161,523	176,550	元 6 人口基準、抽選制の導入
5. 3. 31	11,540	3,487	-	18,221	-	137,138	外 15,786	159,300	177,521	
6. 3. 31	10,896	7,325	-	18,014	-	137,777	外 15,542	160,112	178,126	
7. 3. 31	10,682	7,332	-	17,818	-	138,568	外 15,286	161,338	179,156	
8. 3. 31	10,487	7,331	-	17,474	-	139,403	外 14,913	162,406	179,880	
9. 3. 31	10,200	7,274	-	17,117	-	140,180	外 14,652	166,883	184,000	10. 3 「精製酒和雑酒5か年計画」(酒類小売業免許に係る簡給調整規制の廃止)の閣議決定
10. 3. 31	9,980	7,137	-	16,847	-	140,836	外 14,346	171,848	188,695	
11. 3. 31	9,757	7,090	-	16,627	-	143,718	外 14,061	175,095	191,722	
12. 3. 31	9,546	7,081	-	16,489	-	145,841	外 13,923	177,482	193,971	13. 1 酒類小売業免許の距離基準の廃止
13. 3. 31	9,436	7,053	-	16,250	-	145,053	外 13,630	176,873	193,123	
14. 3. 31	9,365	6,885	-	15,983	-	151,343	外 13,395	182,022	198,005	
15. 3. 31	9,210	6,773	-	15,756	-	154,759	外 13,451	184,599	200,355	15. 5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布
16. 3. 31	9,070	6,686	-	15,099	-	165,915	外 13,180	193,226	208,325	15. 9 酒類小売業免許の人口基準の廃止
17. 3. 31	8,630	6,469	-	14,417	-	171,674	外 12,597	197,411	211,828	
18. 3. 31	8,011	6,406	-	13,992	-	170,975	外 12,199	196,460	210,452	17. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布
19. 3. 31	7,608	6,384	-	13,633	-	178,124	外 11,871	201,272	214,905	18. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急措置地域の指定発効
20. 3. 31	7,303	6,330	-	13,373	-	179,624	外 11,683	201,874	215,247	
21. 3. 31	7,111	6,262	-	12,945	-	178,016	外 11,346	199,366	212,311	
22. 3. 31	6,855	6,090	-	12,498	-	176,773	外 10,966	184,072	196,570	
23. 3. 31	6,589	5,909	-	12,062	-	175,132	外 10,488	181,689	193,751	23. 4 「精製・制度改革に係る方針」(酒類小売業免許の要件緩和)の閣議決定
24. 3. 31	6,212	5,850	-	11,885	-	174,544	外 10,251	180,781	192,466	24. 9 酒類小売業免許の要件緩和等の運用を開始
25. 3. 31	5,899	5,786	-	11,515	-	174,757	外 10,112	180,687	192,202	
26. 3. 31	5,701	5,814	-	11,490	-	175,356	外 10,092	181,106	192,596	
27. 3. 31	5,571	5,919	-	11,529	-	175,165	外 10,125	180,726	192,255	
28. 3. 31	5,442	6,087	-	11,852	-	174,261	外 10,203	179,644	191,296	
29. 3. 31	5,361	6,291	-	11,808	-	173,890	外 10,306	179,245	191,053	
30. 3. 31	5,284	6,524	-	12,026	-	172,260	外 10,460	177,464	189,490	
31. 3. 31	5,198	6,828	-	12,302	-	170,116	外 10,616	175,173	187,475	
令和 2. 3. 31	5,108	7,194	-	12,532	-	167,355	外 10,738	172,185	184,717	
	5,015	7,517	-	12,532	-	167,355	4,830	172,185	184,717	

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(6月～翌年3月)に基づいた。  
 2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、即小売業者の付たる販売業免許場数を、昭和45. 3. 31現在の外書きは、即小売業者のうち小売までできる販売業免許場数を掲げた。  
 3 「即売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。